

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成22年8月18日(水) 午後13時30分～午後16時00分
■場 所	小田急仙台ビル4階 会議室2
■出席委員	江成委員 持田委員 境田委員 武山委員 鶴見委員 永幡委員 西田委員 平吹委員 溝田委員 宮原委員 安井委員
■欠席委員	風間委員 山本委員 横山委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長 高橋環境都市推進課長 川辺参事兼環境企画課長 石井環境対策課長 (環境都市推進課環境調整係)
■ 事業者1	(仮称) 仙台市富沢駅西土地地区画整理事業 事業者
■ 事業者2	仙台市荒井東土地地区画整理事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・ 西田委員委嘱報告 ・ 西田委員挨拶 ・ 審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・ 資料確認
江成会長	【次第3 審議】  《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。 → (各委員了承)  《署名委員の確認》 議事録署名委員 武山委員に依頼 → (武山委員了承)
江成会長	それでは審議に入る。「(仮称) 仙台市富沢駅西土地地区画整理事業方法書について」事務局から説明をお願いします。
事務局	内容について事業者から説明する。
事業者1	(別冊 (仮称) 仙台市富沢駅西土地地区画整理事業方法書, 事前調査書について説明)
江成会長	それでは、ただいまのご説明につきまして委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いします。
平吹委員	こちらにもう1冊, 事前調査書が配付されているが、これについてはどのように理解すればよいか。

事務局 (杉野目)	<p>仙台市の環境影響評価条例においては、方法書をつくる以前に事前調査書というものを作成することになっている。これはSEA（戦略的環境アセスメント）制度までにはなっていないが、この事業を実施するに当たって、この事業をこの地区で実施することが適切かどうかを、地域の状況をまず情報収集してみて、事前に調査をした結果を示した図書である。</p> <p>この時点で環境の情報を収集し、それを受けて、この事業を実施するに当たってはどのような環境配慮をしないといけないかを事業者側で検討して取りまとめているとお考えいただきたい。</p>
平吹委員	<p>事前調査の意義や項目については、技術指針やマニュアルにある程度記載される。今回の事前調査書には本編の「地域の概要」に相当する記述がなされているだけで、事業地域そのものについては調査はなされていないと感じた。この点に関しては、特段問題はないということではよろしいか。</p>
事務局 (杉野目)	<p>事前調査書の中で事業地域自体についての記述が足りないのではないかと いうご質問でよろしいか。</p>
平吹委員	<p>私としては、そのような印象を持った。</p>
事務局 (杉野目)	<p>事務局としては、技術指針、マニュアルに基づいて指導をしている。事業予定地周辺の状況ということで、事業予定地も含めた広い範囲の概況を事前調査するという形になっており、この内容で一応形式的には問題はないという判断をして受理をしたという形になっている。</p>
平吹委員	<p>個人的な見解であるが、戦略的環境アセスの必要性が認知されるようになった今、「事前調査の段階で事業地そのものについても情報を入手し、スコーピングを実のあるものとする。それにより、効率的・効果的なアセスメントを進めていただくことがよいのではないかと考える。環境アセスメントの仕事をなさっておられる本件の環境影響評価業務受託実施者の方は、どのようにお考えになっておられるのか。</p>
事業者1	<p>今回、仙台市の技術指針マニュアルに基づいて、順を追って調査を進めている。方法書以後も現地調査に入り、引き続き調査を進めていく。</p>
西田委員	<p>名取市に聞いたけれども回答がなかったという記述が多々出てくるが、それは今後、開示を請求して、さらにデータを収集する予定なのか。あるいはデータがそもそもないのか。聞いたけどデータをくれませんでした、で終わるわけではないと理解してよろしいか。</p>
事業者1	<p>今回、調査範囲に名取市が入っており、名取市に資料等があるかについて確認をした。開示請求をすることも含め名取市に伺ったが、今、先生がおっしゃったとおりのことが事実だと思う。データがない、それから開示できないということもあり、結果的にはほとんどのものについて情報を得ることがで</p>

西田委員	<p>きなかった。</p> <p>質問は、現在方法書の段階ではあるが、得ることができなかったものについて、準備書へと段階が進んでいく中でデータとして用意するために、さらに開示を求めていくことにするのかどうかということである。</p>
事業者1	<p>開示請求をすればデータ等が出てくるのかと質問をした結果、それについても、データを持っていないで、開示請求されても出すことはできない、という結果だったので、報告書に載せることはできなかった。</p>
江成会長	<p>回答がないということではなくて、データがないということか。</p>
事業者1	<p>はい。</p>
西田委員	<p>個々の部分で微妙に書き方が違う。非開示だと書いている部分もあるし、データがないと書いてある部分もある。こだわりを持つわけではないが、データがないのか、もらえなかったのかを方法書に書くべきものではないかという気が若干した。</p>
	<p>また、昭和時代の自然環境基礎調査も含めて、平成5年、6年とかのデータがかなり出てくるが、それについてはそもそもデータがないのか。例えば104ページに昭和56年の環境庁の特定植物群落の調査が出てくるが、昭和56年のデータの意味合いがどれほどあるのかと思う。</p>
	<p>仙台市や宮城県のプランなどいろいろあるが、平成1けた台のデータをかなり使っているようである。それは新しいデータがないということなのか。特に自然系のデータというのはかなり古いように思えるが。</p>
事業者1	<p>104ページ、植物群落の資料に使ったデータは、特定植物群落は古くて申しわけないが、2、3回の自然環境基礎調査が一番わかりやすく出ていたので、この資料を使った。選定基準というところに出したのは、特定植物群落に記載しているものが重要であるということで基準としたということである。</p>
江成会長	<p>平吹委員、現在あるのはこういうレベルのデータなのか。</p>
平吹委員	<p>この特定群落については、この年代のデータになる。</p>
持田副会長	<p>事前調査書の94ページに関連計画がいろいろまとめられていて、その後ろに都市計画とか、仙台の21プランとか、杜の都環境プランとか、いろいろ出くるが、これらは今、ちょうど改定作業中と認識している。私はグリーンプラン21と関係しているが、かなり考え方が変わってきているように理解している。この辺と今回のプロジェクトのスケジュールの関係や、新しい仙台市のいろいろな分野の基本計画の中で、開発地区がどういう位置づけであるかということをもう少し記述したほうがよい。94ページ目以降は、私もほかの計画がどうなっているのか知らないまま、グリーンプランの話をしていたので、これを読んで大変勉強になったが、一般的な記述になっていて、</p>

事業者 1	<p>開発地区がその中でどのように位置付けられているかが明確ではない。平吹委員のお話とも関係するかと思う。また、これら(改定中の計画)はフィックスしたのではなく、それぞれ改訂作業中を行っている最中であるが、本プロジェクトと新しい仙台の諸計画の改訂の全体のスケジュールとの関係どのように考え、整合性を持たせるか予定か。</p>
持田副会長	<p>今、ご意見あったとおり、この事前調査書策定時には改定作業を行っており、その部分は残念ながら具体的に反映はしていない。今後準備書などをつくる場合に改定したものを記載するようになりたいと考えている。</p>
事業者 1	<p>新計画では、地球環境問題対応の視点がかかなり強く打ち出されていくと認識しているが、それが本プロジェクトの計画にも反映しないといけないのではないか。</p>
境田委員	<p>今後、改定された場合は反映できるように取り組んでいきたいと思う。</p> <p>参考になるかどうかかわからないが。都市計画審議会に出席しており、いわゆる線引きのときに、当該地域の位置づけというのは、鉄軌道系からある一定の範囲内ということで市街化区域への編入地区に入れられた経緯がある。そのときにも、大きくとると1キロ以上離れていて、要するにコンパクトシティの範囲内で、鉄軌道系のそばにこういう住宅開発、あるいは人を張りつけるという戦略があると思うが、そのぎりぎりのライン、つまり1キロ以上離れているのでどうすべきかという議論を大分した。そういった位置づけで、当該地域の計画が進んだと思われる。</p>
安井委員	<p>文化財の件について質問であるが、154ページに富沢地区の遺跡などがあるが、その中の立地に自然堤防と四つ書いてあるが、現状を言っているのか。教えて欲しい。</p> <p>もうひとつ、この中に屋敷林があるということを再三述べているが、前に審査した東西線の終点の開発計画のときも、屋敷林は個人の所有であり、結局最後の段階になるとそれはいかんともしがたいという話になった。「杜の都環境プラン中間案」というのが委員の先生あてに送られたが、そこでも文化財や歴史的景観を重要視しようとなっている。そういう部分と関連してどういう取り扱いをするのか。</p>
事業者 1	<p>2点についてお願いします。</p> <p>1点目の文化財で書いてある立地の欄の自然堤防であるが、これは現在の状況を指すわけではなく、ここの場合は名取川の河道が歴史の生い立ちとともにいろいろねっており、その時点でできた外側の堤防、河川敷を自然堤防という名称を使って表現をしている。</p> <p>2点目の屋敷林については、資料の5ページ目に上空から見た写真があり、こちらに植林の状態がある。委員ご指摘のとおり、屋敷林については個人所</p>

<p>安井委員 事業者1 安井委員</p>	<p>有であり、事業で完全に担保することがなかなか難しいというのが正直なところである。</p> <p>ただ、今回の事業においては、7ページ目の土地利用計画、こちらに北側と南側に約1ヘクタール規模の大きな公園が2カ所、計画されている。こういった形で大きな公園を残すことにより、今指摘のあった文化財の跡地、屋敷林のような樹木、こういったものを残すことを現時点では計画し、事業を進めていきたいと考えていたところである。</p> <p>それは植栽だけという考え方か。</p> <p>そうである。</p> <p>屋敷林は植栽だけの価値ではなく、屋敷と林が一緒になった植生や、あるいは文化財、歴史的な景観と一体であるということに価値があると思うので、今おっしゃったことでは全然残したことになるかと理解する。計画者というか、方法書をつくっている担当の方がそういう感覚であれば、多分、最後には残らないのではないかと予測できるが、そのことは事務局としてはどう考えているか聞きたい。</p>
<p>事務局（環境調整係長）</p>	<p>安井委員の指摘のとおり、屋敷と林が一体となったものが屋敷林として保全すべきものであるが、ただ、この事業は土地区画整理事業として整備していく形であり、屋敷林はご存じのとおり一個人の敷地の中にあり、区画整理で整理された土地を換地というが、換地となったとしても、個人の方がこの木を切りたいという話になると、どうしても事業として伐採を止めることは難しい。</p> <p>公園として、残すという形であれば、少なくとも林としては残ると思うが、ただ、公園となると公園法の縛りがあり、そこに屋敷を残すにはハードルが多々あり、なかなか難しい。そういった事業のあり方を考えた上で、その屋敷林をどうやって保存していくのかを考えていかなければいけないと事務局側では認識している。</p>
<p>安井委員</p>	<p>せっかくお送りいただいた「杜の都環境プラン」は、土地区画整理事業のどこに位置しているのか。上級の計画ではないのか。</p> <p>土地区画整理事業には、せっかくの基本計画が何も手を出すことができないとすれば、それは制度としておかしいのか、または、その計画の位置づけはどうなっているのかということになる。</p>
<p>事務局（参事兼環境企画課長）</p>	<p>環境プランについては、市が行う事業の場合には当然、縛られなければいけないとそう思っている。しかし、民間事業に対して、この計画自体が規制的に作用するというのはなかなか困難なところがある。それはご理解いただけたと思う。</p> <p>ただし、我々としては、地域の個性とか歴史・文化的な話・物を大事にし</p>

	<p>たいということで、新しいプランでも居久根等を大事にしたいということを書き込んでいるので、そういったものが、民間事業等も含め最大限、相応の配慮がなされるように働きかけをしていくための根拠として使っていくべきである。この事業に関して個別のコメントは差し控えたいが、公園事業等として配慮するということでそれなりの努力はしているが、さらなる努力が可能かどうか、こういった審議等の場で意見を出しながら、それを事業者の方で受け入れてもらえるかどうか、そういう話だと思う。その辺は適切に議論をお願いしたい。</p> <p>あくまでも計画は、条例ではなく規制ではないので、限界があるということを理解いただきたい。</p>
持田副会長	<p>今の議論の位置づけであるが、223ページの表5-4の景観の項で、自然的景観資源と文化的景観資源があり、屋敷林は自然的景観資源にも文化的景観資源にも位置づけられている。今の議論の中の公園として残すというのは自然的景観資源のところだけ取り出して文化的景観資源の方はやめてしまうということである。ですから、その辺について少し議論を整理した方がよいと思う。</p> <p>それと関係して、9、10ページに環境保全・創造等に係る方針があるが、これと223ページとの関係を見ると、223ページの景観のところにはいろいろ書き込んであるが、10ページの⑤では、注目すべき景観資源は見当たらないとなっている。これがどういう関係になっているのかがよくわからない。他の項目は223ページとかなり整合が取れていると思ったのだが。</p>
事業者1	<p>まず、屋敷林自体を残す、残さないの話については、先ほど事業の計画担当の方から話をしたとおり、航空写真で確認できるような屋敷林をそのまま公園にするので、全く無くなるということではない。</p> <p>また、副会長から指摘があった、景観資源がないという記述をしながら、他所ではいろいろ書いてあるということについては、これは詭弁ではなく、事前調査書の中に「景観」という項目があり、この「景観」で調査した対象の資源はないという前提で記述をしている。</p> <p>事前調査書70ページの「景観」という中に自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況という項目があるが、この中で概況調査地域について注目すべき景観資源を文献で調査したところ、このページに記してあるような資源が確認され、こういったものがないということを書いて記述している。</p> <p>説明が足りなかったので補足をしたいと思う。</p>
持田副会長	<p>事前調査書70ページにも屋敷林と書いてあり、写真に屋敷林が載っている。「こういったものがない」の「こういったもの」というのは、こういったものなのか。</p>

<p>事業者 1</p> <p>西田委員</p>	<p>70ページと71ページに表が三つ掲載されているが、これは事前調査書の段階で、基本文献をもとに事業予定地を含む10km四方について景観の資源を調査し、この時点では特異な地形や文化財などを景観の資源としており、その視点で景観としてとらえたものがないと方法書に一边倒に書いてしまい、関連性がわかりにくいところがあったので、それは補足をする。</p> <p>1点目は、同じく書き方の問題だと思うが、9ページ、10ページの環境保全の創造等に係る方針のところ、事業予定地を含む調査地域で、多数の希少種、植物、動物が見つかったと書いてあるが、予定地には希少種はなかったという説明だったと思う。事業予定地を含む調査地域という、事業予定地にもいた、あったということにも受け取れるので確認したい。事業予定地の周辺地域に多数の希少種などが確認されたということでもいいのか。</p> <p>2点目は、猛禽類の採餌場所になっているということだが、これはどういう調査でわかったのか。オオタカと書いているが、その他イヌワシやクマタカなども採餌に来ているのか。猛禽類は開発事業で非常に重要なエレメントになるので、その辺は実際に調査したのか、単に他の文献を見たのかということをお聞きしたい。採餌場所であるなら、開発した後に代償措置というのは当然考えるのでしょねということである。</p> <p>第3点は、一番重要な点で、224ページの表5-5に選定しない項目が書かれているが、水の汚れというのは、先ほどSSの話として若干の汚れが生じるという説明があったと思うが、水の汚れや地下水についてのアセスは本当にしなくて大丈夫なのか。</p>
<p>事業者 1</p>	<p>まず、最初の希少種の確認という質問についてであるが、言葉が足りなかったと反省している。</p> <p>確認がなかった等については、文献調査をした結果、事業地及び周辺地域で文献に載っていなかったということである。現地調査をしたわけではない。後に記述しているかもしれないが、そこに生息している可能性もある。</p> <p>それから、えさ場として使用しているということについては、これは事前調査書にもデータを示しているとおおり、2002年の野鳥の会のデータを見るとオオタカその他の猛禽類が出ており、飛翔の軌跡を確認している。したがって、そういう可能性があるという意味で記載した。</p> <p>なお、オオタカについては今年の3月から7月までに現地調査をしており、調査地域内に営巣、2つがいを確認している。</p> <p>最後に224ページで質問のあった水の汚れについては、工事の造成期間に発生する濁水などの影響については別途、設定をしている。しかしながら、いわゆる生活排水、これら全般にかかる汚水については公共下水道で処理をすることにしており、この件は選定しなかった。</p>

江成会長	<p>予定地は水田であり農業用水が入っていると思う。事業が達成されるとその農業用水はどうなる予定か。</p>
事業者 1	<p>地区にある農業用水については、現地区で使用する農業用水であり、ここが開発されてしまえば使用する必要性がなくなるので、埋めてしまう。流末については用水路の行き先は区域の東側の方にあるので、切り回す形で新たな水路を整備して、西側の地区外から来る雨水・用水を受け入れるという計画にしている。</p>
江成会長 事業者 1	<p>東側というと、結局、下流側に入るのか。</p> <p>そのとおりである。既に市の下水道施設となっているので、そちらにつなが込むという計画になる。</p>
江成会長 事業者 1	<p>すると、距離は短いかもしれないが、現在、笹川に入っている農業用水と比べると流量が少なくなる区間が出てくることになる。上流側に入っていたのが切り回しで下流側に行ってしまうということになると、そういう可能性がある。</p> <p>部分的にはそういう箇所も出てくるかと思う。</p>
江成会長	<p>そんなに距離は長くないのかもしれないし、水の汚れということで、直接の負荷は多分出ないのだろうが、流量が減ることによって河川の水質の変化や、あそこはサケが入ってきており、もちろん入ってきても卵を産めるということではないが、地域の人たちにとっては一つの大きなイベントになっている。それを大切にしようということでもいろいろな取り組みもされていると思うので、そういったこととのかかわりも水象か、あるいは水辺と人とのかかわりなどで気を使ってもらいたい。</p> <p>現在も国交省の仙台河川国道事務所では住民の方々と一緒にいろいろな取り組みをやるということも進んでいると思うので、その辺の情報もぜひ入れて、少なくともそれを低下させるようなことのないようにしていただきたいと思う。</p>
平吹委員	<p>審査会の最初に失礼な言い方をしてしまい、申しわけなかった。委員の皆さんからも同じような趣旨でコメントが出されたので、具体的な例をあげて補足したい。例えば246ページに植物、生態系の調査範囲があるが、「事業実施区域に対してなぜこのようないびつな調査領域が設定されたのか。あるいはなぜ猛禽類の調査範囲がこんなに偏っているのか。先ほどの説明を聞いてそれとなくわかってはきたが、この方法書に示されている「オオタカの利用域メッシュ図」をみる限り整合性がなく、理解が深まらない。ですから、「どういう根拠があって、この調査領域を決めたのか」、あるいは「どういう理由で、調査地点が事業実施区域内外に配置されたのか」、その根拠やプロセスが見える方法書であって欲しいと思う。</p>

<p>事業者 1</p>	<p>今の段階でもう少し具体的な説明資料をいただかないと、準備書ができた時に、後戻りを余儀なくされるのではないかと心配がある。是非、その辺のギャップを埋めていただきたい。</p> <p>調査範囲等のことであるが、まず、猛禽類については、営巣地がこの辺であるという特定ができたので、特定の場所に偏った範囲にしていた。もう一つは、3km四方ということであったが、固体識別ができる範囲はその程度であるということに基づいて3kmというくくりを立てている。いずれにしても事業予定地上空を飛び、かつまた市街地も飛んでいるわけなので、この偏った範囲については改めたい。</p> <p>それからもう一つ、植物、動物、いずれも変形であることについては、確かに市街地にも動植物があるわけなので、調査範囲等について再考したいと思う。</p>
<p>平吹委員</p>	<p>均一にとるのがよいということではない。スクリーニングするのであるから、「調査対象に応じて減り張りをつけて、ここは大切なので重点的に調査する」というような説明をもう少し書き込んでいただきたい。</p>
<p>境田委員</p>	<p>大気質について今と同様のお願いである。227ページのところに調査予測地点というのがあるが、その前のページに事業予定地境界より500メートルの範囲とするとある。調査予測地点はこの予定地の中におさめるのではなく周辺地域、特にざっと見て北東方向に結構重要な病院とか小学校などがあるし、しかもそこには多分工事用車両が入ってくる幹線道路もあるので、かなり重要だと思う。ですから、事業予定地の外の北東の方にぜひ観測予定地を置いていただきたい。</p>
<p>事業者 1</p>	<p>ご指摘のとおり、図面の大きさがあるが、資材の運搬車両の経路をまだきちんと見込んでいない。その辺、総合的に対応させていただきたい。</p>
<p>溝田委員</p>	<p>5ページに航空写真が載っている。事業予定地は筑川と名取川に挟まれており、これはたまたま冬場の写真だと思うが、今の時期はちょうど筑川と名取川をつなぐように田があり緑が広がっていると思う。いろいろな動物、特に水生生物はそこを伝って移動していくと思う。</p> <p>119ページに動物についての保全上の留意点ということで、上から3行目、4行目ぐらいに、水田が広く占めるこの地域においては水生動物の注目すべき種が確認される可能性がある、調査をしっかりと注意しながらやりたいと書いてあり、243ページには実際の動物の調査の方法が記載されている。</p> <p>(2)の調査方法のところ、例えば④に昆虫類があつて、目視観察、ライトトラップ「痕」と書いてあるのはライトトラップ「法」だと思うが、及びベイトトラップ法と書いてあるが、昆虫というのはほとんど1センチより小さいものが多くて、目視で種類がわかるのはごくごく限られたものだけであ</p>

	<p>る。目視観察だけだと、同定が難しいものは見なかったことにするというおそれもあり、ほとんど不可能に近いと思う。任意採集、ビーティング、スウィーピングなどを実施してしっかり証拠となる標本を残し、後からも同定の確認ができるような体制をとりながら調査を実施するべきではないかと思う。</p> <p>それから、5番に魚類は捕獲調査と書いて、6番に底生動物は定性調査と書いてあるが、5番の捕獲調査というのも面積を決めて個体数を数えないでやったら定性調査だと思う。恐らく、私のイメージでは、魚も底生動物も、いろいろなポイントでいろいろな環境を含むような感じでランダムな採集をやって種構成を明らかにするというのを目的とする、同じ内容の調査だと思うので、こういうふうに表示が違っているのを修正していただきたい。</p> <p>それから、次の245ページ、生態系(2)調査方法の2 現地調査に上位性・典型性とかと書いてあるが、典型性のところのバッタ類の昆虫類というのはバッタ類等の昆虫類ということなのか。先ほど水生生物に注意しながらやるべきだと書いてあったのに、どうしてこれでバッタなのかがわからなかった。バッタやトンボ、チョウなどの昆虫類ということを表示したかったのか、あるいはバッタだけなのかというところがわかりにくい。</p>
事業者1	<p>調査方法の件で至らない点があった。訂正する。一つは、昆虫類の現地調査の方法は、任意調査が確かに抜けていた。任意調査はしっかりやりたいと思う。</p> <p>魚類については捕獲調査であり、底生動物も魚類と同じような調査内容になるので、定性調査という言葉は適切でなく、それは捕獲調査に改めたい。</p> <p>生態系については、バッタ類「等」という字が確かに抜けており、バッタ類だけではなく水生昆虫が多数生息すると思われるので、それらについても定性的に調査したい。</p> <p>なお、生態系については、現地調査をしていない段階であり、草地環境が多いということからバッタという言葉を使っている。</p>
持田副会長	<p>221ページの表5-2で、廃棄物、温室効果ガスのところを見ると、廃棄物の方は供用のところの施設の稼働と人の居住・利用の間に線の上に丸がしてある。これは施設の稼働と人の居住・利用両方を廃棄物、水利用にという意味だと思う。これもまた二つ、ちゃんとそれぞれの枠にかいた方がよいと思うが、(両方を選択したと)そう理解して、温室効果ガスの二酸化炭素については施設の稼働が何で落ちてしまったのかを教えて欲しい。221ページの表5-2の温室効果ガスのところの二酸化炭素は、施設の稼働は必要ないのか。</p>
事業者1	<p>委員の指摘のとおりであり、これは印が抜けていた。申し訳なかった。</p>

持田副会長	二つ一緒にしたというのは何か所かあり、印のつけ方を統一したいと思う。 (印のつけ方で) 何か意味合いが違うのか。施設の稼働と人の居住・利用を区別しがたいという意味で真ん中に書いてあるのか。
事業者1	そういうことではない。申し訳なかった。
江成会長	この場合の施設の稼働の施設というのは何を指していると考えなのか。
持田副会長	沿道の商業施設ではないか。施設の稼働と人の居住・利用、この二つの言葉は何が違うかよくわからない。
江成会長	大きな建築物を対象にアセスする場合には、その施設の稼働ということの意味がはっきりするのだろうが、こういう住宅団地のような場合に施設の稼働というのは何を指しているのか。
事業者1	主に人の居住である。
江成会長	方法書を作成にあたって、施設の稼働と人の居住・利用というのは同じ意味であるとし、こういう記述をしたということになるのか。
持田副会長	私は、沿道業務用地と住宅地という意味なのかと思ったののだが。7ページ目のピンクのところと黄色のところである。業務地もある。
江成会長	特段、きちんと定義されて言葉が使われているわけではないだろうと思われるので、この辺は作成者の考え方を整理し、それに基づいて記述をしていただくということがベースだろうと思う。
事業者1	今の指摘は、整理させていただく。
鶴見委員	保全関係の動植物の保全で、そこで感じたことである。 5ページに現在の開発されていない状況が出ていて、7ページはそれが将来的にはこうなるというのが書いてあるという理解でよろしいか。そうすると、119ページの動物についての保全上の留意点の中でこれらのことに留意しようということが書いてあり、最後のパラグラフで猛禽類のことが書いてある。現在は飛翔などで生息が確認されていても、将来的に7ページのようになった地域でこれらがどうなるのか。ちゃんと工事中に気をつけていれば、将来もここに猛禽類が生息していけるという評価のもとにこの文章が書かれているのかどうか。そこに矛盾を感じる。 そして、さらにその上の文章で、事業予定地は大部分が水田や農地で、名取川の河川植生は水鳥の生息地になっていると書いてある。現在まだ調査していないと思うが、注目すべき動物種の表を見ると、恐らくこの水田地帯には、そういった水を利用する鳥類が出てくると思う。それが7ページのような住宅地や沿道業務用地になったときに、果たしてそれらはどうなってしまうのかが方法書からは読み取れない。それとも、こういう商業施設になっても、これらの生物はこの中で生きていけるように配慮しながらやっていくのか、そういう理解で書いているのか。

<p>事業者 1</p>	<p>そのあたりはどういう意図でつくっているのか。 方法書の段階なので、現地調査をしてからというのが前提になると思う。 それから、計画ではたしかに住宅地、商業施設が張りつき整備されていくわけではあるが、この事業が成ったときにどのぐらいの自然環境に影響があるのかについては、今後、準備書において予測評価を行っていく。方法書において整合性がないというのが委員の指摘のだと思うが、今後、そういうことは考えて、明確にしていきたいと思う。</p>
<p>江成会長</p>	<p>今の質問は、最終的にアセスでどういなるのかというところまでの話かと思う。</p>
<p>永幡委員</p>	<p>まず、1点、今の指摘とも係わるが、例えば119ページでは、工事中の騒音などに配慮する必要があると書いてあるが、実際に騒音の項目を見ると、鳥への影響というのは全く考えられていない。一番重機を使うときにどうなるかとかそういう話が書かれているが、要するに住民への影響しかこれは書かれていません。その辺の関連性はどうなっているのかを教えてくださいと思う。</p> <p>また、細かい確認ではあるが、229ページ(4)予測方法の一番最後で、予測値はコンター図を作成し、面的に騒音レベルを表示するとなっているが、これはa、b両方にかかると読んでいいのか。段落分けの原理からいくと恐らくそう読んでよいと思うし、そうであればそれでよいのだが。</p>
<p>事業者 1</p>	<p>229ページのa、bの方は、両方一緒にということである。</p>
<p>永幡委員</p>	<p>きちんと面的評価を実施するという理解で構わないか。</p>
<p>事業者 1</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>119ページの記載の今後配慮の内容しか記述がないようなところが思慮されるということについては、今後、準備書に向けて調査、予測評価の作業も行っていくので、その時点でより向上した環境保全対策を講じるように適切に表現を加えていきたいと思っている。</p> <p>次回までにということで、もし可能であれば、方法書には必要とされていないかもしれないが、185ページのエリアの土地区画整理事業の整備状況を見ると、今回の地区は、もう既に施行された区画整理の地域とも隣接している。また、その年代もかなり古いところから新しいところまでである。もしできれば、こういった地域は多分かつて、ここのこれから開発される地域と同じような景観、田んぼなどが広がっていたと思われるので、区画整理が終わった後、地域の方たちが今こういったところの自然に対してどう思っているかといったヒアリングや、何が困ったか、何がよかったかを、その周辺の方から聴くと、多分いろいろなこれから区画整理の仕方のヒントや、大切な視点が抽出できる可能性があるのでは、そこら辺を参考意見という形でヒア</p>

<p>江成会長</p> <p>事務局 (環境調整係 長)</p> <p>江成会長 事務局 (環境調整係 長)</p> <p>江成会長</p> <p>事務局</p> <p>江成会長</p>	<p>リングしてはいかがか。次回集まらなくても、事業組合の方とかそういう方たちに聴いたりし、メモ程度でもいいので、何かあったら教えていただきたい。</p> <p>ありがとうございます。今のかかわるのは、非常に近場の7, 8, 11, 13と番号が打ってあるところだろうと思う。アセスをやっているところもあるか。</p> <p>条例で実施したアセスはない。一番新しいのは、13番の平成5年から始めている富沢駅周辺区画整理事業だと思う。</p> <p>そこはアセスをやっているのか。</p> <p>条例が平成10年からのため、実施していない。</p> <p>それでは、今日いろいろ出していただいたご意見、ご質問等々、次回までに準備、整理をし、事業者の方の考え方を述べていただきたい。</p> <p>また、今日出されない、気がつかなかったことについて、聞きたいことなどがあれば、事務局に提出をしていただきたい。</p> <p>この案件の次回の予定はいつか。</p> <p>10月20日である。ご意見は24日までに私どもの方にメール、ファクスでいただきたい。</p> <p>今日のところはそのように取り扱いをさせていただきたい。</p>
<p>江成会長</p> <p>事務局</p>	<p><b>【次第4 報告】</b></p> <p>続いて報告事項に入る。</p> <p>仙台市荒井東土地区画整理事業 事業計画の変更に伴う環境影響評価について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>今回の報告案件の経過についてご説明する。</p> <p>仙台市荒井東土地区画整理事業については、平成21年9月1日付で仙台市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書の公告を行った事業である。7月6日付で工事着手したということで、7月26日に工事着手届の提出を受けた。その際、環境影響評価の再手続きを必要としない事業計画の軽微な変更があったことから、仙台市環境影響評価条例施行規則第38条の2の規定により、変更に係る環境影響評価の結果が工事着手届に添付する形で、提出された。</p> <p>再手続きが必要ない、軽微な変更として取り扱うこととした理由としては、施工面積の10%未満且つ5ha未満の面積増がなく、かつ規則第30条ただ</p>

	<p>し書きの「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情」がないと判断したためである。</p> <p>続いて、「仙台市荒井東土地地区画整理事業 事業計画の変更に伴う環境影響評価について」事業者から内容について説明する。</p> <p>(資料2について説明)</p>
事業者2 江成会長	<p>それでは、ただいまのご説明について、委員の皆さんからご質問・ご意見を願います。</p>
持田副会長	<p>大気質で、いろいろ汚染物質の発生量が変わっているのにもかかわらず、61ページの再予測結果が同値になるというのはなぜか。拡散のシミュレーションをすると、発生量が変われば濃度が変わるのが普通感覚である。</p>
事業者2 持田副会長	<p>それを原理的に、説明するのは難しい。</p> <p>小数点以下3けた目以降は、ちゃんと違っているのか。発生量の総量は増えているのか、減っているのか。</p>
事業者2 持田副会長	<p>減っている。</p>
事業者2 持田副会長	<p>何割ぐらい減っているのか。</p>
事業者2 持田副会長	<p>報告できる話だと思うが、割合まではつかんでいない。</p> <p>全く同値というのが変だと感じる。0.022以下の微小な差だけ違っているのか。</p>
事業者2	<p>そういうことである。</p> <p>バックグラウンドの割合が高いことにより、工事の重機が若干減ったぐらいでは、そのウエイトが低いということではあると思う。事業者としては、工事の重機の内容が変わっており、そこから出る出力等が下がっているの、定性的な検討の段階では従来の評価書よりは下がるという見方をしていたが、表している数値の範囲の中では(結果として)同じ値であった。</p>
平吹委員	<p>14ページの図面に関連して2点ほどお聞きしたい。第1点は左側下方に三角形の部分があり、ここは土盛りをするだけで何もしないということだが、将来的には掘削部分とともに同じように緑化されるという当初の計画どおりでよいのか。</p>
事業者2 平吹委員	<p>それは変えない形で考えている。</p> <p>その場合、この領域は仙台市の管理地になってしまい、市民が立ち入れない場所になるのか。</p>
事業者2	<p>その部分については、評価書のときと、ご説明としてはまだ同じ段階である。この事業自体、そして将来管理については仙台市の下水道の部門で行うということで、組合としては責任の範囲で負担金を出すという形である。</p>
平吹委員	<p>第2点目は、右ページの図にポンプがあるが、この貯水槽では定常時の水位をどのくらいにしておくのか。</p>

事業者2	基本的には、定常水位というのは、雨の降らない段階では空にしておくような状態だと思う。
境田委員	この工法をとったということで、深くまで掘り下げたということか。調整池の容積は増えないのか。
事業者2	容量は、若干だが評価書でお示ししていた数値よりは下がった、50, 100 m <sup>3</sup> ということで今計画している。
境田委員	容量も減ったのか。
江成会長	当初からどのぐらい減ったのか。
事業者2	5ページ■変更内容の②に調整池容量を示している。52, 600 m <sup>3</sup> が50, 100 m <sup>3</sup> ということで、わずかではあるが2, 500 m <sup>3</sup> 減ったということである。
境田委員	環境というよりも、災害の問題である。内水氾濫、局地性豪雨の排水問題がクローズアップされている中で、これで大丈夫なのか。この場で聞くのはそぐわないかもしれないが、減るということと工法との因果関係がよく分からない。面積が小さくなって、どれがどう、何を引っ張ったのかというのがよくわからない。
事業者2	容量については、流域をどの範囲にするかという話と、それからその流域のそれぞれの流出係数を幾つにするかという、ある意味決めの問題というのがあると思うが、今回の場合はポンプアップして下流側に放流するわけであり、下流の水路の許容放流量がどのくらいかによってその容量が計算されると思う。その過程の中で、ファクターとしては流域の流出係数の見方と流域の範囲の調整によりわずかな差ではあるが、減ったということである。 工法については、幾つかの要素で比較検討をされているが、多分に工費的なものが大きいということである。結局、先ほど騒音の影響等が下がったというのは、重機の台数が減ったというのだが、もともとは矢板を組んで開削で施工するというので、その分はコンクリートなり、仮設材の矢板を運ぶとか、そういった工事の展開で工事費が多くかかるというようなことがあったと思う。それに対して今回の工法は、現場でコンクリートのケーソンを組み立て、それを落とし込んでいくということで、相対的に安くできた。それに加えて工期が短縮できる。工期が短縮できるということも多分に工費に影響するということがあったと思う。結果として、地下水への影響も軽減できるという環境上のメリットもあったということである。
境田委員	最初からそういう工法をとるという選択肢はなかったのか。
事業者2	当初の段階では、そこまでの十分な比較ができなかったというのが実際のところである。
境田委員	深くなって面積が縮んだというのは、この工法とは直接関係がない話なの

事業者2	か。 深くなったのは、結局、面積的にこれでも65メートル角ぐらいで、かなり大きい面積をとっているわけだが、その面積をこれ以上大きくするためにはケーソン工法ではなかなか難しいということがあるようである。そのために深くなったということで、深さと平面積のバランス的なところもあるといえる。
江成会長	それでは、この件については今日で終わる。
事務局	<b>【次第5 事務連絡】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議案件についての質問事項・ご意見は8月24日（火）までに事務局まで</li> <li>・ 次回の審査会日程 9月6日 18:30～20:30</li> </ul> 審議案件 新仙台火力発電所リプレース計画準備書審議（第1回） 仙台市新墓園建設事業（第2期）準備書審議（第2回）
事務局 事務局	<b>【次第6 その他】</b> 一番町プロジェクト工事着手届出提出、事後調査報告書提出の報告 環境プラン中間案への意見のお願い
事務局	<b>【次第7 閉会】</b>  《審査会終了》

平成 年 月 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 印

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 印